

さいたま市委託業務実務要覧（令和 6 年 4 月）新旧対照表

○地質・土質調査業務共通仕様書（令和 6 年 4 月 1 日版）P.94 第 1 章 総則 第 118 条 成果物の提出

新		旧
第 118 条 成果物の提出 1. 受託者(受注者)は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受託者(受注者)は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 3. 受託者(受注者)は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（SI）を使用するものとする。 4. 受託者(受注者)は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 10 月）」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成 30 年 3 月）」に基づくものとする。 5. 受託者（受注者）は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けただうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。		第 118 条 成果物の提出 1. 受託者(受注者)は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。 2. 受託者(受注者)は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。 3. 受託者(受注者)は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（SI）を使用するものとする。 4. 受託者(受注者)は、<u>設計図書で定められた「さいたま市電子納品要領（国土交通省準拠版もしくは簡易普及版）」</u>（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。